

発議第 5 号

介護保険要支援者に対する保険給付の継続を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年12月13日提出

提出者 松伏町議会議員 吉田 俊一

賛成者 松伏町議会議員 広沢 文隆

賛成者 松伏町議会議員 佐藤 永子

賛成者 松伏町議会議員 鈴木 勉

松伏町議会議長 渡辺 忠夫 様

介護保険要支援者に対する保険給付の継続を求める意見書

厚生労働省が社会保障審議会介護保険部会で9月に示した制度改正案は、「要支援者向けの介護保険給付を廃止し、市町村の事業に移管する」内容などであった。

しかし、これに対する国民の強い反対の声をうけ、11月27日には内容を大きく変更し、「訪問介護・リハビリ・福祉用具貸付などは引き続き介護保険による給付を継続し、訪問介護・通所介護は市町村に移管する」とした。

要支援者向けの介護予防サービス（15種類）・介護予防給付の中で、訪問介護と通所介護は全体の約6割を占めている。これを全国一律の介護保険サービスから外すことは、大きな問題である。「市町村がボランティアやNPOを活用し、安い費用で多様なサービスを提供できる」と厚生労働省はしているが、必要な介護サービス内容や市町村介護保険財政、介護サービス事業者の経営への悪影響を及ぼすと多くの関係者が懸念している。

要支援のサービスを利用する高齢者は、歩く力が弱く、判断力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽いまひが残る人たち等である。そのため、掃除や買物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。又、認知症の人にとって、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護の必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じる。

よって、政府におかれては、要支援者への保険給付を引き続き継続するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様